

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年11月28日 11時45分ごろ
発生場所	沖縄県 <small>きんなくすく</small> 金武中城港 平曾根灯台から真方位331°2,100m付近 (概位 北緯26°16.7′ 東経127°52.5′)
事故の概要	引船第十一利丸は、南南東進中、浅礁に乗り揚げた。 第十一利丸は、船底外板に亀裂を伴う擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成26年12月1日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第十一利丸、100.18トン
船舶番号、船舶所有者等	114796、和佐興業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	船長は、前路の平曾根灯台付近に磯波が見えたので、同磯波の手前までは無難に航行できるものと思って航行中、船底に衝撃を感じた。 本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約2.8mであった。 船長は、中城湾を航行するのが初めてであったが、備えていた電子海図を表示するGPSプロッターを見ていなかった。
分析	本船は、船長が、平曾根灯台付近に磯波を認めた際、同磯波の手前までは無難に航行できるものと思い、船位の確認を行っていなかったことから、浅礁に向かっていることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、船位の確認を行っていなかったため、本船が浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・GPSプロッターで船位及び前路の水深状況を確認すること。